

頁	改正前	頁	改正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
表紙	<p style="text-align: center;">開発許可の手引き</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年（2024年）7月</u></p> <p style="text-align: center;">佐賀県 県土整備部 まちづくり課</p>	表紙	<p style="text-align: center;">開発許可の手引き</p> <p style="text-align: center;"><u>令和8年（2026年）1月</u></p> <p style="text-align: center;">佐賀県 県土整備部 まちづくり課</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
都市計画区域及び準都市計画区域の現況表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域名</th> <th rowspan="2">市町名</th> <th colspan="3">都市計画区域</th> <th colspan="2">行政区域</th> <th colspan="2">人口集中地区 (DID)</th> </tr> <tr> <th>適用区域</th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (千人)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (千人)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀</td> <td>佐賀市</td> <td>市の一部</td> <td>22,085</td> <td>223.8</td> <td>43,182</td> <td>233.3</td> <td>2,837</td> <td>139.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鳥栖基山</td> <td>鳥栖市</td> <td>市の全域</td> <td>7,172</td> <td>74.1</td> <td>7,172</td> <td>74.2</td> <td>1228</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>基山町</td> <td>町の全域</td> <td>2,215</td> <td>17.4</td> <td>2,215</td> <td>17.3</td> <td>170</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>9,387</td> <td>91.5</td> <td>9,387</td> <td>91.5</td> <td>1398</td> <td>58.3</td> </tr> <tr> <td>唐津</td> <td>唐津市</td> <td>市の一部</td> <td>19,353</td> <td>97.6</td> <td>48,760</td> <td>117.4</td> <td>1300</td> <td>42.1</td> </tr> <tr> <td>多久</td> <td>多久市</td> <td>市の一部</td> <td>4,277</td> <td>16.3</td> <td>9,656</td> <td>18.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊万里</td> <td>伊万里市</td> <td>市の一部</td> <td>11,198</td> <td>43.8</td> <td>25,525</td> <td>52.6</td> <td>314</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>武雄</td> <td>武雄市</td> <td>市の一部</td> <td>8,825</td> <td>39.3</td> <td>19,540</td> <td>47.9</td> <td>187</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>鹿島</td> <td>鹿島市</td> <td>市の一部</td> <td>2,420</td> <td>23.8</td> <td>11,212</td> <td>27.9</td> <td>293</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>小城</td> <td>小城市</td> <td>市の全域</td> <td>9,581</td> <td>44.5</td> <td>9,581</td> <td>44.0</td> <td>171</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>嬉野</td> <td>嬉野市</td> <td>市の一部</td> <td>4,568</td> <td>14.3</td> <td>12,641</td> <td>25.8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神埼</td> <td>神埼市</td> <td>市の一部</td> <td>6,408</td> <td>29.4</td> <td>12,513</td> <td>31.0</td> <td>160</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">佐賀東部</td> <td>吉野ヶ里町</td> <td>町の一部</td> <td>2,285</td> <td>16.0</td> <td>4,399</td> <td>16.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上峰町</td> <td>町の一部</td> <td>1,220</td> <td>9.7</td> <td>1,280</td> <td>9.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>3,505</td> <td>25.7</td> <td>5,679</td> <td>25.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>みやき</td> <td>みやき町</td> <td>町の一部</td> <td>4,167</td> <td>25.5</td> <td>5,192</td> <td>25.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有田</td> <td>有田町</td> <td>町の全域</td> <td>6,585</td> <td>19.0</td> <td>6,585</td> <td>19.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白石</td> <td>白石町</td> <td>町の一部</td> <td>2,448</td> <td>7.5</td> <td>9,956</td> <td>22.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>114,807</td> <td>702.0</td> <td>229,409</td> <td>781.9</td> <td>6,660</td> <td>283</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	都市計画区域名	市町名	都市計画区域			行政区域		人口集中地区 (DID)		適用区域	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	佐賀	佐賀市	市の一部	22,085	223.8	43,182	233.3	2,837	139.1	鳥栖基山	鳥栖市	市の全域	7,172	74.1	7,172	74.2	1228	50.4	基山町	町の全域	2,215	17.4	2,215	17.3	170	7.9	小計		9,387	91.5	9,387	91.5	1398	58.3	唐津	唐津市	市の一部	19,353	97.6	48,760	117.4	1300	42.1	多久	多久市	市の一部	4,277	16.3	9,656	18.3			伊万里	伊万里市	市の一部	11,198	43.8	25,525	52.6	314	12.8	武雄	武雄市	市の一部	8,825	39.3	19,540	47.9	187	7.4	鹿島	鹿島市	市の一部	2,420	23.8	11,212	27.9	293	9.6	小城	小城市	市の全域	9,581	44.5	9,581	44.0	171	6.8	嬉野	嬉野市	市の一部	4,568	14.3	12,641	25.8			神埼	神埼市	市の一部	6,408	29.4	12,513	31.0	160	6.9	佐賀東部	吉野ヶ里町	町の一部	2,285	16.0	4,399	16.3			上峰町	町の一部	1,220	9.7	1,280	9.3			小計		3,505	25.7	5,679	25.6			みやき	みやき町	町の一部	4,167	25.5	5,192	25.5			有田	有田町	町の全域	6,585	19.0	6,585	19.0			白石	白石町	町の一部	2,448	7.5	9,956	22.1			合計			114,807	702.0	229,409	781.9	6,660	283	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域名</th> <th rowspan="2">市町名</th> <th colspan="3">都市計画区域</th> <th colspan="2">行政区域</th> <th colspan="2">人口集中地区 (DID)</th> </tr> <tr> <th>適用区域</th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (千人)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (千人)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>人口 (千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀</td> <td>佐賀市</td> <td>市の一部</td> <td>22,085</td> <td>221.7</td> <td>43,182</td> <td>233.3</td> <td>2,837</td> <td>139.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鳥栖基山</td> <td>鳥栖市</td> <td>市の全域</td> <td>7,172</td> <td>74.4</td> <td>7,172</td> <td>74.2</td> <td>1228</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>基山町</td> <td>町の全域</td> <td>2,215</td> <td>17.5</td> <td>2,215</td> <td>17.3</td> <td>170</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>9,387</td> <td>91.9</td> <td>9,387</td> <td>91.5</td> <td>1398</td> <td>58.3</td> </tr> <tr> <td>唐津</td> <td>唐津市</td> <td>市の一部</td> <td>19,353</td> <td>96.1</td> <td>48,760</td> <td>117.4</td> <td>1300</td> <td>42.1</td> </tr> <tr> <td>多久</td> <td>多久市</td> <td>市の一部</td> <td>4,277</td> <td>16.1</td> <td>9,656</td> <td>18.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊万里</td> <td>伊万里市</td> <td>市の一部</td> <td>11,198</td> <td>43.3</td> <td>25,525</td> <td>52.6</td> <td>314</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>武雄</td> <td>武雄市</td> <td>市の一部</td> <td>8,825</td> <td>39.1</td> <td>19,540</td> <td>47.9</td> <td>187</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>鹿島</td> <td>鹿島市</td> <td>市の一部</td> <td>2,420</td> <td>23.8</td> <td>11,212</td> <td>27.9</td> <td>293</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>小城</td> <td>小城市</td> <td>市の全域</td> <td>9,581</td> <td>44.5</td> <td>9,581</td> <td>44.0</td> <td>171</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>嬉野</td> <td>嬉野市</td> <td>市の一部</td> <td>4,568</td> <td>14.3</td> <td>12,641</td> <td>25.8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神埼</td> <td>神埼市</td> <td>市の一部</td> <td>6,408</td> <td>29.4</td> <td>12,513</td> <td>31.0</td> <td>160</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">佐賀東部</td> <td>吉野ヶ里町</td> <td>町の一部</td> <td>2,285</td> <td>16.1</td> <td>4,399</td> <td>16.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上峰町</td> <td>町の一部</td> <td>1,220</td> <td>9.8</td> <td>1,280</td> <td>9.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>3,505</td> <td>25.9</td> <td>5,679</td> <td>25.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>みやき</td> <td>みやき町</td> <td>町の一部</td> <td>4,167</td> <td>25.5</td> <td>5,192</td> <td>25.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有田</td> <td>有田町</td> <td>町の全域</td> <td>6,585</td> <td>19.0</td> <td>6,585</td> <td>19.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白石</td> <td>白石町</td> <td>町の一部</td> <td>2,448</td> <td>7.4</td> <td>9,956</td> <td>22.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>114,807</td> <td>698.0</td> <td>229,409</td> <td>781.9</td> <td>6,660</td> <td>283</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	都市計画区域名	市町名	都市計画区域			行政区域		人口集中地区 (DID)		適用区域	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	佐賀	佐賀市	市の一部	22,085	221.7	43,182	233.3	2,837	139.1	鳥栖基山	鳥栖市	市の全域	7,172	74.4	7,172	74.2	1228	50.4	基山町	町の全域	2,215	17.5	2,215	17.3	170	7.9	小計		9,387	91.9	9,387	91.5	1398	58.3	唐津	唐津市	市の一部	19,353	96.1	48,760	117.4	1300	42.1	多久	多久市	市の一部	4,277	16.1	9,656	18.3			伊万里	伊万里市	市の一部	11,198	43.3	25,525	52.6	314	12.8	武雄	武雄市	市の一部	8,825	39.1	19,540	47.9	187	7.4	鹿島	鹿島市	市の一部	2,420	23.8	11,212	27.9	293	9.6	小城	小城市	市の全域	9,581	44.5	9,581	44.0	171	6.8	嬉野	嬉野市	市の一部	4,568	14.3	12,641	25.8			神埼	神埼市	市の一部	6,408	29.4	12,513	31.0	160	6.9	佐賀東部	吉野ヶ里町	町の一部	2,285	16.1	4,399	16.3			上峰町	町の一部	1,220	9.8	1,280	9.3			小計		3,505	25.9	5,679	25.6			みやき	みやき町	町の一部	4,167	25.5	5,192	25.5			有田	有田町	町の全域	6,585	19.0	6,585	19.0			白石	白石町	町の一部	2,448	7.4	9,956	22.1			合計			114,807	698.0	229,409	781.9	6,660	283
	都市計画区域名			市町名	都市計画区域			行政区域		人口集中地区 (DID)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		適用区域	面積 (ha)		人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	佐賀	佐賀市	市の一部	22,085	223.8	43,182	233.3	2,837	139.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	鳥栖基山	鳥栖市	市の全域	7,172	74.1	7,172	74.2	1228	50.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		基山町	町の全域	2,215	17.4	2,215	17.3	170	7.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		小計		9,387	91.5	9,387	91.5	1398	58.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	唐津	唐津市	市の一部	19,353	97.6	48,760	117.4	1300	42.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	多久	多久市	市の一部	4,277	16.3	9,656	18.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	伊万里	伊万里市	市の一部	11,198	43.8	25,525	52.6	314	12.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	武雄	武雄市	市の一部	8,825	39.3	19,540	47.9	187	7.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	鹿島	鹿島市	市の一部	2,420	23.8	11,212	27.9	293	9.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	小城	小城市	市の全域	9,581	44.5	9,581	44.0	171	6.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	嬉野	嬉野市	市の一部	4,568	14.3	12,641	25.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	神埼	神埼市	市の一部	6,408	29.4	12,513	31.0	160	6.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	佐賀東部	吉野ヶ里町	町の一部	2,285	16.0	4,399	16.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		上峰町	町の一部	1,220	9.7	1,280	9.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		小計		3,505	25.7	5,679	25.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	みやき	みやき町	町の一部	4,167	25.5	5,192	25.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	有田	有田町	町の全域	6,585	19.0	6,585	19.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
白石	白石町	町の一部	2,448	7.5	9,956	22.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計			114,807	702.0	229,409	781.9	6,660	283																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
都市計画区域名	市町名	都市計画区域			行政区域		人口集中地区 (DID)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		適用区域	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
佐賀	佐賀市	市の一部	22,085	221.7	43,182	233.3	2,837	139.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
鳥栖基山	鳥栖市	市の全域	7,172	74.4	7,172	74.2	1228	50.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	基山町	町の全域	2,215	17.5	2,215	17.3	170	7.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	小計		9,387	91.9	9,387	91.5	1398	58.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
唐津	唐津市	市の一部	19,353	96.1	48,760	117.4	1300	42.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
多久	多久市	市の一部	4,277	16.1	9,656	18.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
伊万里	伊万里市	市の一部	11,198	43.3	25,525	52.6	314	12.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
武雄	武雄市	市の一部	8,825	39.1	19,540	47.9	187	7.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
鹿島	鹿島市	市の一部	2,420	23.8	11,212	27.9	293	9.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
小城	小城市	市の全域	9,581	44.5	9,581	44.0	171	6.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
嬉野	嬉野市	市の一部	4,568	14.3	12,641	25.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
神埼	神埼市	市の一部	6,408	29.4	12,513	31.0	160	6.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
佐賀東部	吉野ヶ里町	町の一部	2,285	16.1	4,399	16.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	上峰町	町の一部	1,220	9.8	1,280	9.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	小計		3,505	25.9	5,679	25.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
みやき	みやき町	町の一部	4,167	25.5	5,192	25.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
有田	有田町	町の全域	6,585	19.0	6,585	19.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
白石	白石町	町の一部	2,448	7.4	9,956	22.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計			114,807	698.0	229,409	781.9	6,660	283																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

頁	改正前	頁	改正後
	<p>※都市計画区域の面積及び人口は、都市計画年報による。 (R3年3月31日現在)</p>		<p>※都市計画区域の面積及び人口は、都市計画年報による。 (R6年3月31日現在)</p>
1	<p>◎開発許可の手続き</p> <p>公共施設管理者の同意・協議 (法32) ※1ha以上の大規模開発については、別途事前審査制度を設けています。</p> <p>農地法、森林法等関係法令との調整 (法30)</p> <p>開発許可申請 (法30)</p> <p>開発審査会 (法34-14) ・設計者の資格(法31) ・許可の基準(法33,34)</p> <p>農地法、森林法等関係法令との調整</p> <p>開発許可(不許可) (法35) 建蔽率等の指定(法41) 条件の付加(法79)</p> <p>開発登録簿 (法46,47)</p> <p>工事の廃止届 (法38)</p> <p>変更許可・届出 (法35の2)</p> <p>工事完了前の建築承認 (法37)</p> <p>地位継承承認 (法45)</p> <p>建築許可申請 (法43) (開発区域外の市街化調整区域)</p> <p>開発審査会 (政令36-1-34)</p> <p>工事完了届 工事完了検査 検査済証の交付 工事完了公告 (法36)</p> <p>法第41条の制限解除 予定建築物以外の建築許可(法42) 省令第60条の証明</p> <p>(使用制限)</p> <p>(略)</p>	1	<p>◎開発許可の手続き</p> <p>公共施設管理者の同意・協議 (法32) ※1ha以上の大規模開発については、別途事前審査制度を設けています。</p> <p>農地法、森林法等関係法令との調整 (法30)</p> <p>開発許可申請 (法30)</p> <p>開発審査会 (法34-14) ・設計者の資格(法31) ・許可の基準(法33,34)</p> <p>農地法、森林法等関係法令との調整</p> <p>開発許可(不許可) (法35) 建蔽率等の指定(法41) 条件の付加(法79)</p> <p>開発登録簿 (法46,47)</p> <p>工事の廃止届 (法38)</p> <p>変更許可・届出 (法35の2)</p> <p>工事完了前の建築承認 (法37)</p> <p>地位継承承認 (法45)</p> <p>建築許可申請 (法43) (開発区域外の市街化調整区域)</p> <p>中間検査・定期報告 (法46,47) ※1ha以上の大規模開発かつ特定工事がある工事や、工期が二ヵ月以上あるものが対象</p> <p>開発審査会 (政令36-1-34)</p> <p>工事完了届 工事完了検査 検査済証の交付 工事完了公告 (法36)</p> <p>法第41条の制限解除 予定建築物以外の建築許可(法42) 省令第60条の証明</p> <p>(使用制限)</p> <p>(略)</p>

頁	改正前	頁	改正後
2	<p>I 開発許可のあらまし</p> <p>第1 開発許可制度の趣旨</p> <p>開発許可制度は都市における市街地の無秩序な拡散（スプロール）を防止し、快適で機能的な都市環境を確保することを目的とする市街化区域と市街化調整区域の区域区分制度を担保するものとして、都市計画法に規定されています。</p> <p>(略)</p> <p>加えて、国又は都道府県等が行う開発行為のうち、法第29 条第1 項第3 号で別途許可不要とされているもの（例－都市公園法第2 条第2 項に規定する公園施設である建築物）以外については許可（協議）が必要となりました。</p>	2	<p>I 開発許可のあらまし</p> <p>第1 開発許可制度の趣旨</p> <p>開発許可制度は都市における市街地の無秩序な拡散（スプロール）を防止し、快適で機能的な都市環境を確保することを目的とする市街化区域と市街化調整区域の区域区分制度を担保するものとして、都市計画法に規定されています。</p> <p>(略)</p> <p>加えて、国又は都道府県等が行う開発行為のうち、法第29 条第1 項第3 号で別途許可不要とされているもの（例－都市公園法第2 条第2 項に規定する公園施設である建築物）以外については許可（協議）が必要となりました。</p> <p><u>さらに、国において令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が施行されました。これに伴い、盛土規制法の規制区域内で行われる一定規模以上の盛土・切土等は、許可や届出の対象となり、都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法の許可も受けたものとみなされる（みなし許可）として扱われることとなりました。また、盛土規制法のみなし許可となる場合は、盛土規制法の技術基準への適合や標識の掲出、定期報告、中間検査などが必要となります。</u></p> <p><u>（みなし届出の場合は、標識の掲出が必要）</u></p> <p><u>佐賀県内は令和8年1月5日から盛土規制法の規制区域の指定を行います。盛土規制法の詳細については、以下のWeb サイトから「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引」をご確認ください。</u></p> <p><u>(Web サイトURL)</u></p> <p><u>https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003115406/index.html</u></p>

頁	改正前	頁	改正後																																																																																																																								
17	<p>10. 開発許可の基準 (略) (表1) 開発許可の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準 (法律 第33条第1項各号)</th> <th>① 自己居住 用</th> <th>② 自己業務用</th> <th>③ 自己 用外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 用途地域への適合</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号 道路、公園等の公共施設の配置等</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3号 排水施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4号 給水施設</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5号 地区計画等への適合</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6号 公共施設、公益的施設</td> <td colspan="3">△ (開発行為の目的に照らし判断)</td> </tr> <tr> <td>7号 宅地防災</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8号 危険な区域の除外</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9号 樹木保存、表土保全 (開発面積1ha以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10号 緩衝帯 (開発面積1ha以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11号 輸送施設 (開発面積40ha以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12号 申請者の資力・信用</td> <td>×</td> <td>△ (1ha以上)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13号 工事施行者の能力</td> <td>×</td> <td>△ (1ha以上)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14号 関係権利者の同意</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>× : 適用無し ○ : 適用有り △ : 条件により適用有り</p>	技術基準 (法律 第33条第1項各号)	① 自己居住 用	② 自己業務用	③ 自己 用外	1号 用途地域への適合	○	○	○	2号 道路、公園等の公共施設の配置等	×	○	○	3号 排水施設	○	○	○	4号 給水施設	×	○	○	5号 地区計画等への適合	○	○	○	6号 公共施設、公益的施設	△ (開発行為の目的に照らし判断)			7号 宅地防災	○	○	○	8号 危険な区域の除外	×	○	○	9号 樹木保存、表土保全 (開発面積1ha以上)	○	○	○	10号 緩衝帯 (開発面積1ha以上)	○	○	○	11号 輸送施設 (開発面積40ha以上)	○	○	○	12号 申請者の資力・信用	×	△ (1ha以上)	○	13号 工事施行者の能力	×	△ (1ha以上)	○	14号 関係権利者の同意	○	○	○	17	<p>10. 開発許可の基準 (略) (表1) 開発許可の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準 (法律 第33条第1項各号)</th> <th>① 自己居住 用</th> <th>② 自己業務用</th> <th>③ 自己 用外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 用途地域への適合</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号 道路、公園等の公共施設の配置等</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3号 排水施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4号 給水施設</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5号 地区計画等への適合</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6号 公共施設、公益的施設</td> <td colspan="3">△ (開発行為の目的に照らし判断)</td> </tr> <tr> <td>7号 宅地防災</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8号 危険な区域の除外</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9号 樹木保存、表土保全 (開発面積1ha以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10号 緩衝帯 (開発面積1ha以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11号 輸送施設 (開発面積40ha以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12号 申請者の資力・信用</td> <td>▲</td> <td>△ (1ha以上)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13号 工事施行者の能力</td> <td>▲</td> <td>△ (1ha以上)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14号 関係権利者の同意</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>× : 適用無し ○ : 適用有り △ : () 書きの条件に該当する場合、適用有り ▲ : 盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可を要</p>	技術基準 (法律 第33条第1項各号)	① 自己居住 用	② 自己業務用	③ 自己 用外	1号 用途地域への適合	○	○	○	2号 道路、公園等の公共施設の配置等	×	○	○	3号 排水施設	○	○	○	4号 給水施設	×	○	○	5号 地区計画等への適合	○	○	○	6号 公共施設、公益的施設	△ (開発行為の目的に照らし判断)			7号 宅地防災	○	○	○	8号 危険な区域の除外	×	○	○	9号 樹木保存、表土保全 (開発面積1ha以上)	○	○	○	10号 緩衝帯 (開発面積1ha以上)	○	○	○	11号 輸送施設 (開発面積40ha以上)	○	○	○	12号 申請者の資力・信用	▲	△ (1ha以上)	○	13号 工事施行者の能力	▲	△ (1ha以上)	○	14号 関係権利者の同意	○	○	○
技術基準 (法律 第33条第1項各号)	① 自己居住 用	② 自己業務用	③ 自己 用外																																																																																																																								
1号 用途地域への適合	○	○	○																																																																																																																								
2号 道路、公園等の公共施設の配置等	×	○	○																																																																																																																								
3号 排水施設	○	○	○																																																																																																																								
4号 給水施設	×	○	○																																																																																																																								
5号 地区計画等への適合	○	○	○																																																																																																																								
6号 公共施設、公益的施設	△ (開発行為の目的に照らし判断)																																																																																																																										
7号 宅地防災	○	○	○																																																																																																																								
8号 危険な区域の除外	×	○	○																																																																																																																								
9号 樹木保存、表土保全 (開発面積1ha以上)	○	○	○																																																																																																																								
10号 緩衝帯 (開発面積1ha以上)	○	○	○																																																																																																																								
11号 輸送施設 (開発面積40ha以上)	○	○	○																																																																																																																								
12号 申請者の資力・信用	×	△ (1ha以上)	○																																																																																																																								
13号 工事施行者の能力	×	△ (1ha以上)	○																																																																																																																								
14号 関係権利者の同意	○	○	○																																																																																																																								
技術基準 (法律 第33条第1項各号)	① 自己居住 用	② 自己業務用	③ 自己 用外																																																																																																																								
1号 用途地域への適合	○	○	○																																																																																																																								
2号 道路、公園等の公共施設の配置等	×	○	○																																																																																																																								
3号 排水施設	○	○	○																																																																																																																								
4号 給水施設	×	○	○																																																																																																																								
5号 地区計画等への適合	○	○	○																																																																																																																								
6号 公共施設、公益的施設	△ (開発行為の目的に照らし判断)																																																																																																																										
7号 宅地防災	○	○	○																																																																																																																								
8号 危険な区域の除外	×	○	○																																																																																																																								
9号 樹木保存、表土保全 (開発面積1ha以上)	○	○	○																																																																																																																								
10号 緩衝帯 (開発面積1ha以上)	○	○	○																																																																																																																								
11号 輸送施設 (開発面積40ha以上)	○	○	○																																																																																																																								
12号 申請者の資力・信用	▲	△ (1ha以上)	○																																																																																																																								
13号 工事施行者の能力	▲	△ (1ha以上)	○																																																																																																																								
14号 関係権利者の同意	○	○	○																																																																																																																								

頁	改正前	頁	改正後																																																																																																																												
			<u>するものは適用有り</u>																																																																																																																												
19	佐賀県開発審査会付議基準 (2023年6月8日時点)	19	佐賀県開発審査会付議基準 (2025年11月12日時点)																																																																																																																												
23	<p>16. 開発行為許可の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>①：自己居住用 ②：自己業務用 ③：自己用外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>書類の名称</th> <th>様式</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>開発行為許可申請書</td> <td>様式1-1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>変更許可申請の場合は様式1-2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>委任状</td> <td>(任意)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>申請手続を委任した場合必要</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>開発行為に関する設計説明書</td> <td>様式5</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>公共施設管理者の同意申請書</td> <td>様式9-1</td> <td colspan="3">申請書への添付は不要</td> <td>別様式が定められている場合は別様式で可</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>公共施設新旧対照表〔旧〕</td> <td>様式9-2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="2">新旧対照図に附した番号を記入のこと</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>公共施設新旧対照表〔新〕</td> <td>様式9-3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>公共施設管理者の同意書</td> <td>様式10 ※1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>別様式で内容が確認できる場合は別様式で可</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>新設公共施設の管理・帰属に関する協議申請書</td> <td>様式11-1</td> <td colspan="3">申請書への添付は不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>新設する公共施設調査</td> <td>様式11-2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	書類の名称	様式	①	②	③	摘要	1	開発行為許可申請書	様式1-1	○	○	○	変更許可申請の場合は様式1-2	2	委任状	(任意)	○	○	○	申請手続を委任した場合必要	3	開発行為に関する設計説明書	様式5		○	○		4	公共施設管理者の同意申請書	様式9-1	申請書への添付は不要			別様式が定められている場合は別様式で可	5	公共施設新旧対照表〔旧〕	様式9-2	○	○	○	新旧対照図に附した番号を記入のこと	6	公共施設新旧対照表〔新〕	様式9-3	○	○	○	7	公共施設管理者の同意書	様式10 ※1	○	○	○	別様式で内容が確認できる場合は別様式で可	8	新設公共施設の管理・帰属に関する協議申請書	様式11-1	申請書への添付は不要				9	新設する公共施設調査	様式11-2	○	○	○		23	<p>16. 開発行為許可の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>①：自己居住用 ②：自己業務用 ③：自己用外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>書類の名称</th> <th>様式</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>開発行為許可申請書</td> <td>様式1-1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>変更許可申請の場合は 様式1-2 <u>盛土規制法みなし許可（又はみなし届出）の場合は 様式1別添も必要</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>委任状</td> <td><u>参考様式1</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>申請手続を委任した場合に必要</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>暴力団等に該当しない旨の宣誓書</u></td> <td><u>参考様式2</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td>開発行為に関する設計説明書</td> <td>様式5</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>公共施設管理者の同意申請書</td> <td>様式9-1</td> <td colspan="3">申請書への添付は不要</td> <td>別様式が定められている場合は別様式で可</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td>公共施設新旧対照表〔旧〕</td> <td>様式9-2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="2">新旧対照図に附した番号を記入のこと</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>公共施設新旧対照表〔新〕</td> <td>様式9-3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	書類の名称	様式	①	②	③	摘要	1	開発行為許可申請書	様式1-1	○	○	○	変更許可申請の場合は 様式1-2 <u>盛土規制法みなし許可（又はみなし届出）の場合は 様式1別添も必要</u>	2	委任状	<u>参考様式1</u>	○	○	○	申請手続を委任した場合に必要	<u>3</u>	<u>暴力団等に該当しない旨の宣誓書</u>	<u>参考様式2</u>	○	○	○		<u>4</u>	開発行為に関する設計説明書	様式5		○	○		<u>5</u>	公共施設管理者の同意申請書	様式9-1	申請書への添付は不要			別様式が定められている場合は別様式で可	<u>6</u>	公共施設新旧対照表〔旧〕	様式9-2	○	○	○	新旧対照図に附した番号を記入のこと	<u>7</u>	公共施設新旧対照表〔新〕	様式9-3	○	○	○
添付順序	書類の名称	様式	①	②	③	摘要																																																																																																																									
1	開発行為許可申請書	様式1-1	○	○	○	変更許可申請の場合は様式1-2																																																																																																																									
2	委任状	(任意)	○	○	○	申請手続を委任した場合必要																																																																																																																									
3	開発行為に関する設計説明書	様式5		○	○																																																																																																																										
4	公共施設管理者の同意申請書	様式9-1	申請書への添付は不要			別様式が定められている場合は別様式で可																																																																																																																									
5	公共施設新旧対照表〔旧〕	様式9-2	○	○	○	新旧対照図に附した番号を記入のこと																																																																																																																									
6	公共施設新旧対照表〔新〕	様式9-3	○	○	○																																																																																																																										
7	公共施設管理者の同意書	様式10 ※1	○	○	○	別様式で内容が確認できる場合は別様式で可																																																																																																																									
8	新設公共施設の管理・帰属に関する協議申請書	様式11-1	申請書への添付は不要																																																																																																																												
9	新設する公共施設調査	様式11-2	○	○	○																																																																																																																										
添付順序	書類の名称	様式	①	②	③	摘要																																																																																																																									
1	開発行為許可申請書	様式1-1	○	○	○	変更許可申請の場合は 様式1-2 <u>盛土規制法みなし許可（又はみなし届出）の場合は 様式1別添も必要</u>																																																																																																																									
2	委任状	<u>参考様式1</u>	○	○	○	申請手続を委任した場合に必要																																																																																																																									
<u>3</u>	<u>暴力団等に該当しない旨の宣誓書</u>	<u>参考様式2</u>	○	○	○																																																																																																																										
<u>4</u>	開発行為に関する設計説明書	様式5		○	○																																																																																																																										
<u>5</u>	公共施設管理者の同意申請書	様式9-1	申請書への添付は不要			別様式が定められている場合は別様式で可																																																																																																																									
<u>6</u>	公共施設新旧対照表〔旧〕	様式9-2	○	○	○	新旧対照図に附した番号を記入のこと																																																																																																																									
<u>7</u>	公共施設新旧対照表〔新〕	様式9-3	○	○	○																																																																																																																										

「開発許可の手引き」新旧対照表 令和8年（2026年）1月改訂

頁	改正前						頁	改正後						
	10	公共施設の管理・帰属に関する協議書	様式12,13	○	○	○		<u>8</u>	公共施設管理者の同意書	様式10※1	○	○	○	別様式で内容が確認できる場合は別様式で可
	11	開発区域内権利者一覧表	様式3	○	○	○	申請者を含め開発区域内の全ての権利者について記入すること	<u>9</u>	新設公共施設の管理・帰属に関する協議申請書	様式11-1	申請書への添付は不要			
	12	開発区域の土地の登記事項証明書	(原本)	○	○	○	開発区域内権利者一覧表の順番で添付すること	<u>10</u>	新設する公共施設調査書※1	様式11-2	○	○	○	
	13	開発行為施行同意書※2	様式2	○	○	○	施行の妨げとなる権利（所有権等）を有する者の同意 （同意した者の本人確認資料（個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等）を添付）	<u>11</u>	公共施設の管理・帰属に関する協議書	様式12,13	○	○	○	
	14	資金計画書	様式6		△	○	△：開発区域面積が1ha以上のとき	<u>12</u>	開発区域内権利者一覧表	様式3	○	○	○	申請者を含め開発区域内の全ての権利者について記入すること
	15	申請者の資力及び信用に関する申告書	様式7		△	○	△：開発区域面積が1ha以上のとき	<u>13</u>	開発区域の土地の登記事項証明書	(原本)	○	○	○	開発区域内権利者一覧表の順番で添付すること
	16	工事施行者の能力に関する申告書	様式8		△	○	△：開発区域面積が1ha以上のとき	<u>14</u>	開発行為施行同意書※2	様式2	○	○	○	施行の妨げとなる権利（所有権等）を有する者の同意 （同意した者の本人確認資料（個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等）を添付）
	17	設計者の資格に関する申告書	様式4	△	△	△	△：開発区域面積が1ha以上のとき	<u>15</u>	資金計画書	様式6	▲	△	○	△：開発区域面積が1ha以上のとき <u>▲：盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可を要するもの</u>
	18	大規模開発事前審査表の対応書		△	△	△	△：開発区域面積が1ha以上のとき	<u>16</u>	申請者の資力及び	様式7	▲	△	○	△：開発区域面積が1ha以上のとき

頁	改正前	頁	改正後
24	<p>※1 (略)</p> <p>※2 (略)</p>	24	<p>○：必要 △：条件により必要 ▲：盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可を要するもの (空欄)：不要</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 (略)</p>
25	表 (略)	25	<p>表 (略)</p> <p><u>ただし、盛土規制法のみなし許可の対象となる開発行為については、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引」(令和8年1月5日)に掲げる提出図面等を提出していただく必要があります。</u></p>
27	(表4-2) (略)	27	<p>(表4-2) (略)</p> <p><u>ただし、盛土規制法のみなし許可の対象となる開発行為については、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引」(令和8年1月5日)に掲げる具体的な明示事項を満たした図面を提出していただく必要があります。</u></p>
29	17 変更の許可等 (1) (略)	29	<p>17 変更の許可等 (1) (略)</p> <p><u>(2) 計画変更により、新たに盛土規制法の許可対象となる盛土等が発生する場合</u> <u>盛土規制法のみなし許可、みなし届出は、当初の開発許可に限って適用されます。そのため、変更許可を申請する場合、次のとおりの取り扱いとなります。</u> ① <u>当初の開発許可時には盛土規制法の許可対象に該当せず、計画の変更によって新たに盛土規制法の許可対象に該当する場合</u></p>

頁	改正前	頁	改正後
			<p><u>は、開発許可の変更許可とは別に改めて盛土規制法による許可を受ける必要があります。</u></p> <p>② <u>当初の開発許可時に盛土規制法の届出対象に該当せず、計画の変更によって新たに盛土規制法の届出対象に該当する場合は、開発の変更許可とは別に改めて盛土規制法の届出を提出する必要があります。</u></p> <p><u>なお、①、②の場合、盛土規制法の許可もしくは届出は、県建設・技術課に申請・提出ください。</u></p> <p><u>※盛土規制法の手続きの詳細については、以下のWebサイトから「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引き」をご確認ください。</u></p> <p><u>(WebサイトURL)</u></p> <p>https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji003115406/index.html</p>
30	<p>(2) 変更届を提出しなければならない場合 (略)</p> <p>18. 開発行為許可標識の掲示 開発許可を受けて工事を施行するときは、工事施行期間中、その現場の見やすいところに、開発行為許可標識を掲示してください。(様式14)</p> <p>標識例 (略)</p>	30	<p>(3) 変更届を提出しなければならない場合 (略)</p> <p>18. 開発行為許可標識の掲示 開発許可を受けて工事を施行するときは、工事施行期間中、その現場の見やすいところに、開発行為許可標識を掲示してください。(様式14-1)</p> <p><u>なお、盛土規制法のみなし許可や届出の対象となる開発行為については、開発許可標識(様式14-1)に加え、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識(様式14-2)も掲示する必要があります。</u></p> <p><u>(標識例 削除)</u></p>
31	<p>19. 許可に基づく地位の承継 (法律 第44条～第45条) (略)</p> <p>※地位の承継の申請書等</p>	31	<p>19. 許可に基づく地位の承継 (法律 第44条～第45条) (略)</p>
		9	

頁	改正前	頁	改正後
	<p>開発許可に基づく地位の承継承認申請書（様式27） （添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを示す資料（土地の売買契約書等） ・ （承継者が法人の場合）法人登記簿謄本 ・ （自己業務用で開発区域面積が1 ha以上又は自己用外の場合）申請者の資力及び信用に関する申告書（様式7） <p>【審査基準】（略）</p>		<p>※地位の承継の申請書等 開発許可に基づく地位の承継承認申請書（様式27） （添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを示す資料（土地の売買契約書等） ・ （承継者が法人の場合）法人登記事項証明書 ・ <u>（自己業務用で開発区域面積が1 ha以上若しくは自己用外の場合又は盛土規制法のみなし許可の対象となる場合）</u> 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式7） ・ <u>暴力団等に該当しない旨の宣誓書</u> <p>【審査基準】（略）</p>
32～ 33	項目追加	32～ 33	<p><u>22. 開発許可による盛土規制法のみなし許可（又は届出）の取り扱い</u></p> <p><u>盛土規制法の規制区域において、盛土規制法の許可（又は届出）を要する規模に該当する開発行為が行われ、開発許可を受けたものは、盛土規制法の許可を受けたもの（又は届出を提出したもの）とみなされることとなります（同法第15条第2項、第16条第5項、第27条第5項、第28条第2項、第34条第2項、第35条第5項）。みなし許可（又はみなし届出）に該当する場合は、別途、盛土規制法の許可申請（届出）は不要です。</u></p> <p><u>なお、盛土規制法のみなし許可となる開発許可については、盛土規制法の規定も適用されます。</u></p> <p><u>該当する開発行為については、都市計画法及び盛土規制法に基づき、以下の手続が必要となります。</u></p> <p><u>（1）盛土規制法の技術基準への適合（都市計画法第33条第1項</u></p>

頁	改正前	頁	改正後
			<p><u>第7号)</u> <u>盛土規制法に基づく技術的基準への適合や設計者の資格が必要となります。</u></p> <p><u>(2) 申請者の資力・信用の確認（都市計画法第33条第1項第12号及び第13号の適用拡大）</u> <u>盛土規制法の規定により、自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても、申請者の資力・信用及び工事施工者の能力の基準に適合していることの確認を行います。このため、盛土規制法のみなし許可となる開発行為においては、自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても、許可申請時に「申請者の資力及び信用に関する申告書」（様式7）を提出いただくこととなります。</u></p> <p><u>(3) 盛土規制法に基づく手続き</u></p> <p><u>① 施工場所での標識掲出（盛土規制法第49条）</u> <u>盛土規制法の規定により、工事を施工する場所において都市計画法の標識と合わせて、盛土規制法の標識の掲出も必要となります（盛土規制法の標識に記載する許可番号は、都市計画法の許可番号を記載ください）。</u></p> <p><u>① 中間検査（盛土規制法第18条、第37条）</u> <u>盛土規制法の規定により、一定規模以上で特定工程を含む工事については、盛土規制法に基づく中間検査を受ける必要がありますので、中間検査の対象工事完了後、速やかに中間検査申請書（様式20-2）を提出ください。</u> <u>なお、中間検査は、特定工程が確認できる状態でいきますので、特定工程で敷設した設備等に盛土をするなどして、特定工程の中間検査ができない場合は、盛土の除去等、特定工程が確認できる状態にするよう命じます。このため、必ず特定工程の工事が完了した時点で、当該部分の工事は進めずに、中間検査を申請して受けるようにしてください。</u></p>

頁	改正前	頁	改正後
			<p><u>② 定期報告（盛土規制法第19条、第38条）</u> 盛土規制法の規定により、一定規模以上の工事について、工事着手後3か月ごとに、工事の進捗について定期報告書（参考様式3 146ページ）の提出が必要となります。</p> <p><u>④土地の保全等の義務（盛土規制法第22条、第41条）</u> 盛土規制法の規定により、工事完了後も対象となる土地について保全等の義務が発生します。工事完了後も土地の適切な保全及び管理を行っていただく必要があります。</p> <p><u>（4）是正措置及び罰則の適用</u> 盛土規制法のみなし許可の対象なる盛土等は、都市計画法に基づく是正措置や罰則のみならず、盛土規制法に基づく是正措置や罰則も適用の対象となります。また、盛土規制法に基づく規制区域の指定以前に行われた開発行為（盛土等）についても、土地の保全等の義務の対象となるとともに、盛土規制法の罰則等の適用の対象となります。</p> <p><u>※盛土規制法に基づく手続きの詳細については「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引」（令和8年1月5日）をご確認ください。</u></p>
39	<p>第4 開発登録簿（法律 第46条）</p> <p>都市計画法では、開発行為の規制をはじめとして、建築行為及び建築物の用途変更を詳細に規制していますので、土地の取引の際、一般の第三者が不測の損害を受けないように、その保護を図るため開発行為の内容等を開発登録簿に記載して一般の閲覧に供することになっています。又、申請があればその写しの交付も行うことになっています。</p> <p>開発登録簿は、開発許可の概要、予定建築物の用途、開発区域内の建築物の形態、制限の内容及び許可の条件等を記載した調書と土地利用計画図により構成されています。</p>	40	<p>第4 開発登録簿（法律 第46条）</p> <p>都市計画法では、開発行為の規制をはじめとして、建築行為及び建築物の用途変更を詳細に規制していますので、土地の取引の際、一般の第三者が不測の損害を受けないように、その保護を図るため開発行為の内容等を開発登録簿に記載して一般の閲覧に供することになっています。又、申請があればその写しの交付も行うことになっています。</p> <p>開発登録簿は、開発許可の概要、予定建築物の用途、開発区域内の建築物の形態、制限の内容及び許可の条件等を記載した調書と土地利用計画図により構成されています。</p>

頁	改正前	頁	改正後																		
	<p>なお、開発登録簿の閲覧場所は、所管の土木事務所又は県土整備部まちづくり課となります。 （佐賀市内の区域にあつては、佐賀市建築指導課）</p>		<p><u>また、盛土規制法の規制区域において、盛土規制法の許可（又は届出）を要する規模に該当する開発行為が行われ、開発許可を受けたものは、盛土規制法の許可を受けたもの（又は届出を提出したもの）とみなされることとなるものについては、みなし許可（又はみなし届出）である旨が記載されています。</u> なお、開発登録簿の閲覧場所は、所管の土木事務所又は県土整備部まちづくり課となります。 （佐賀市内の区域にあつては、佐賀市建築指導課）</p>																		
40	<p>第5 開発許可等申請手数料 （略） （表6）（略）</p>	41 42	<p>第5 開発許可等申請手数料 （略） （表6）（略）</p> <p><u>また、盛土規制法に基づく中間検査が必要となる工事については、中間検査の申請に際して開発許可申請に係る手数料とは別途、中間検査の手数料を納付いただく必要があります。手数料は佐賀県証紙で納入ください。</u> <u>なお、中間検査の手数料は、中間検査を複数回受ける場合は、その都度、必要となります。</u></p> <table border="1" data-bbox="1198 997 2060 1388"> <thead> <tr> <th><u>盛土規制法の中間検査の申請に係る手数料</u> <u>（盛土規制法 第18条）</u></th> <th><u>開発区域の面積</u></th> <th><u>手数料の額（円）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><u>～500㎡以内</u></td> <td><u>11,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>500㎡超 1,000㎡以内</u></td> <td><u>12,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>1,000㎡超 2,000㎡以内</u></td> <td><u>13,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>2,000㎡超 3,000㎡以内</u></td> <td><u>14,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3,000㎡超 5,000㎡以内</u></td> <td><u>16,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>盛土規制法の中間検査の申請に係る手数料</u> <u>（盛土規制法 第18条）</u>	<u>開発区域の面積</u>	<u>手数料の額（円）</u>		<u>～500㎡以内</u>	<u>11,000</u>		<u>500㎡超 1,000㎡以内</u>	<u>12,000</u>		<u>1,000㎡超 2,000㎡以内</u>	<u>13,000</u>		<u>2,000㎡超 3,000㎡以内</u>	<u>14,000</u>		<u>3,000㎡超 5,000㎡以内</u>	<u>16,000</u>
<u>盛土規制法の中間検査の申請に係る手数料</u> <u>（盛土規制法 第18条）</u>	<u>開発区域の面積</u>	<u>手数料の額（円）</u>																			
	<u>～500㎡以内</u>	<u>11,000</u>																			
	<u>500㎡超 1,000㎡以内</u>	<u>12,000</u>																			
	<u>1,000㎡超 2,000㎡以内</u>	<u>13,000</u>																			
	<u>2,000㎡超 3,000㎡以内</u>	<u>14,000</u>																			
	<u>3,000㎡超 5,000㎡以内</u>	<u>16,000</u>																			

頁	改正前	頁	改正後																																																																
			<u>5,000㎡超 10,000㎡以内</u>		<u>16,000</u>																																																														
			<u>10,000㎡超 20,000㎡以内</u>		<u>17,000</u>																																																														
			<u>20,000㎡超 40,000㎡以内</u>		<u>18,000</u>																																																														
			<u>40,000㎡超 70,000㎡以内</u>		<u>20,000</u>																																																														
			<u>70,000㎡超 100,000㎡以内</u>		<u>26,000</u>																																																														
			<u>100,000㎡超</u>		<u>27,000</u>																																																														
46	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>課 (室) 名</th> <th>委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 域 交 流 部</td> <td>文化財保護・活用室</td> <td>文化財指導担当係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 民 環 境 部</td> <td>有明海再生・環境課</td> <td>自然環境担当係長</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td>産業廃棄物担当係長</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>生活衛生課</td> <td>水道・環境衛生担当係長</td> </tr> <tr> <td>産 業 労 働 部</td> <td>企業立地課</td> <td>誘致基盤担当係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農 林 水 産 部</td> <td>農政企画課</td> <td>農地調整担当係長</td> </tr> <tr> <td>農地整備課</td> <td>調査計画担当係長</td> </tr> <tr> <td>森林整備課</td> <td>森林保全担当係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県 土 整 備 部</td> <td>道路課</td> <td>管理担当係長</td> </tr> <tr> <td>土地利活用課</td> <td>計画調整担当係長</td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td>浄化槽担当係長</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	課 (室) 名	委 員	地 域 交 流 部	文化財保護・活用室	文化財指導担当係長	県 民 環 境 部	有明海再生・環境課	自然環境担当係長	循環型社会推進課	産業廃棄物担当係長	健 康 福 祉 部	生活衛生課	水道・環境衛生担当係長	産 業 労 働 部	企業立地課	誘致基盤担当係長	農 林 水 産 部	農政企画課	農地調整担当係長	農地整備課	調査計画担当係長	森林整備課	森林保全担当係長	県 土 整 備 部	道路課	管理担当係長	土地利活用課	計画調整担当係長	下水道課	浄化槽担当係長	48	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>課 (室) 名</th> <th>委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 域 交 流 部</td> <td>文化財保護・活用室</td> <td>文化財指導担当係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 民 環 境 部</td> <td>有明海再生・環境課</td> <td>自然環境担当係長</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td>産業廃棄物担当係長</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>生活衛生課</td> <td>水道・環境衛生担当係長</td> </tr> <tr> <td>産 業 労 働 部</td> <td>企業立地課</td> <td>誘致基盤担当係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農 林 水 産 部</td> <td>農政企画課</td> <td>農地調整担当係長</td> </tr> <tr> <td><u>農山村課</u></td> <td><u>企画調整担当係長</u></td> </tr> <tr> <td>農地整備課</td> <td>調査計画担当係長</td> </tr> <tr> <td>森林整備課</td> <td>森林保全担当係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県 土 整 備 部</td> <td>道路課</td> <td>管理担当係長</td> </tr> <tr> <td><u>建設・技術課</u></td> <td><u>盛土担当係長</u></td> </tr> <tr> <td>土地利活用課</td> <td>計画調整担当係長</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	課 (室) 名	委 員	地 域 交 流 部	文化財保護・活用室	文化財指導担当係長	県 民 環 境 部	有明海再生・環境課	自然環境担当係長	循環型社会推進課	産業廃棄物担当係長	健 康 福 祉 部	生活衛生課	水道・環境衛生担当係長	産 業 労 働 部	企業立地課	誘致基盤担当係長	農 林 水 産 部	農政企画課	農地調整担当係長	<u>農山村課</u>	<u>企画調整担当係長</u>	農地整備課	調査計画担当係長	森林整備課	森林保全担当係長	県 土 整 備 部	道路課	管理担当係長	<u>建設・技術課</u>	<u>盛土担当係長</u>	土地利活用課	計画調整担当係長
部 名	課 (室) 名	委 員																																																																	
地 域 交 流 部	文化財保護・活用室	文化財指導担当係長																																																																	
県 民 環 境 部	有明海再生・環境課	自然環境担当係長																																																																	
	循環型社会推進課	産業廃棄物担当係長																																																																	
健 康 福 祉 部	生活衛生課	水道・環境衛生担当係長																																																																	
産 業 労 働 部	企業立地課	誘致基盤担当係長																																																																	
農 林 水 産 部	農政企画課	農地調整担当係長																																																																	
	農地整備課	調査計画担当係長																																																																	
	森林整備課	森林保全担当係長																																																																	
県 土 整 備 部	道路課	管理担当係長																																																																	
	土地利活用課	計画調整担当係長																																																																	
	下水道課	浄化槽担当係長																																																																	
部 名	課 (室) 名	委 員																																																																	
地 域 交 流 部	文化財保護・活用室	文化財指導担当係長																																																																	
県 民 環 境 部	有明海再生・環境課	自然環境担当係長																																																																	
	循環型社会推進課	産業廃棄物担当係長																																																																	
健 康 福 祉 部	生活衛生課	水道・環境衛生担当係長																																																																	
産 業 労 働 部	企業立地課	誘致基盤担当係長																																																																	
農 林 水 産 部	農政企画課	農地調整担当係長																																																																	
	<u>農山村課</u>	<u>企画調整担当係長</u>																																																																	
	農地整備課	調査計画担当係長																																																																	
	森林整備課	森林保全担当係長																																																																	
県 土 整 備 部	道路課	管理担当係長																																																																	
	<u>建設・技術課</u>	<u>盛土担当係長</u>																																																																	
	土地利活用課	計画調整担当係長																																																																	

頁	改正前			頁	改正後														
		下水道担当係長				浄化槽担当係長													
	建築住宅課	建築指導担当係長			下水道課	下水道担当係長													
	河川砂防課	管理担当係長			建築住宅課	建築指導担当係長													
		計画調整担当係長			河川砂防課	管理担当係長													
県警察本部	交通規制課	交通規制係長		県警察本部	交通規制課	交通規制係長													
47	<h2 style="text-align: center;">Ⅱ 技術的基準</h2> <p style="text-align: center;">開発許可に関する技術的・一般的基準は、都市計画法に定めるもののほか、この技術的基準によるものとする。</p>			49	<h2 style="text-align: center;">Ⅱ 技術的基準</h2> <p style="text-align: center;">開発許可に関する技術的・一般的基準は、都市計画法に定めるもののほか、この技術的基準によるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、盛土規制法のみなし許可となる開発許可については、以下の技術的基準と合わせて「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引」（令和8年1月5日）の技術基準にも適合するものとする。また、調整池の設置については、以下の〔3〕5. 調整池の設置の基準へ適合する必要があるものとする。</u></p>														
84	<p>法律 第33条第1項第7号</p> <p>※七（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="226 1082 524 1315">宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域</td> <td data-bbox="524 1082 808 1315">開発行為に関する工事</td> <td data-bbox="808 1082 1111 1315">宅地造成等規制法九条の規定に適合するものであること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1315 524 1394">津波防災地域づくりに関する法律第</td> <td data-bbox="524 1315 808 1394">津波防災地域づくりに関する法律第</td> <td data-bbox="808 1315 1111 1394">津波防災地域づくりに関する法律第</td> </tr> </table>			宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法九条の規定に適合するものであること。	津波防災地域づくりに関する法律第	津波防災地域づくりに関する法律第	津波防災地域づくりに関する法律第	86	<p>法律 第33条第1項第7号</p> <p>※七（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="1187 1082 1485 1315"><u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成工事規制区域</u></td> <td data-bbox="1485 1082 1769 1315">開発行為に関する工事</td> <td data-bbox="1769 1082 2072 1315"><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 1315 1485 1394"><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第二</u></td> <td data-bbox="1485 1315 1769 1394"><u>開発行為（宅地造成及び特定盛土等</u></td> <td data-bbox="1769 1315 2072 1394"><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第三</u></td> </tr> </table>			<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成工事規制区域</u>	開発行為に関する工事	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第二</u>	<u>開発行為（宅地造成及び特定盛土等</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第三</u>
宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法九条の規定に適合するものであること。																	
津波防災地域づくりに関する法律第	津波防災地域づくりに関する法律第	津波防災地域づくりに関する法律第																	
<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成工事規制区域</u>	開発行為に関する工事	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。</u>																	
<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第二</u>	<u>開発行為（宅地造成及び特定盛土等</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第三</u>																	

頁	改正前			頁	改正後		
	七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。		<u>十六条第一項の特定盛土等規制区域</u>	<u>規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事</u>	<u>十一条の規定に適合するものであること。</u>
					津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。
88	4. のり面保護 (1) (略) (2) (略) 運用指針 I-5-4 第7号関係（擁壁の透水層の取扱い） 擁壁の透水層の取扱いについては、宅地造成等規制法施行令第10条、施行規則第27条及び建築基準法施行令第142条により擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設ける旨規定されており、「砂利等」とは、一般的には砂利、砂、碎石等を用いているところであるが、石油系素			90	4. のり面保護 (1) (略) (2) (略) 運用指針 I-5- <u>6</u> 第7号関係（ <u>土地について安全上必要な措置</u> ：擁壁の透水層の取扱い） 擁壁の透水層の取扱いについては、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第12条</u> 、施行規則第27条及び建築基準法施行令第142条により擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設ける旨規定されており、「砂利等」		

頁	改正前	頁	改正後
	<p>材を用いた「透水マット」の使用についても、その特性に応じた適正な使用方法であれば、認めても差し支えない。</p> <p>また、適正な使用方法等については、「擁壁用透水マット技術マニュアル」（平成3年3月社団法人建築研究振興会）を参考とすることが望ましい。</p>		<p>とは、一般的には砂利、砂、碎石等を用いているところであるが、石油系素材を用いた「透水マット」の使用についても、その特性に応じた適正な使用方法であれば、認めても差し支えない。</p> <p>また、適正な使用方法等については、「擁壁用透水マット技術マニュアル」（平成9年6月 社団法人全国宅地擁壁技術協会）を参考とすることが望ましい。</p>

100	<p>別記[㊦] 『建築用空洞ブロック土留基準』[㊦]</p> <p>【3段積み以上の場合】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>当該土留の上端付近に側溝を配置する場合は、控え壁との取り付けに注意すること</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【控え壁】[㊦]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C B地上3段積み以上の場合設ける ・横2枚[㊦] ・ピッチ3200[㊦] </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【水抜穴】[㊦]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3m²毎に1カ所で75φ ・(2m²毎 " 50φ) ・裏に透水性材を設けること </div> <p>【2段積み以下の場合】</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【水抜穴】[㊦]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C B地上2段積みの場合設ける ・3m²毎に1カ所で75φ ・(2m²毎 " 50φ) ・裏に透水性材を設けること </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【共通の仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 さ H ≤ 1mかつCB5段積み以下 ・ブロック C種-150 ・鉄 筋 9φ以上 壁頂・基礎には横筋、隅角部には縦筋 壁内は縦横 @800以下 鉄筋末端は、かぎ状に折曲げてかぎかけ定着 ブロック縦目地、鉄筋を入れた空洞部にはコンクリート充填 </div>	102	<p>別記[㊦] 『建築用空洞ブロック土留基準』[㊦]</p> <p>【3段積み以上の場合】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>当該土留の上端付近に側溝を配置する場合は、控え壁との取り付けに注意すること</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【控え壁】[㊦]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H ≥ 600の場合設ける[㊦] ・横2枚[㊦] ・ピッチ3200[㊦] </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【水抜穴】[㊦]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H ≥ 400の場合設ける[㊦] ・3m²毎に1カ所で75φ[㊦] ・(2m²毎 " 50φ)[㊦] ・裏に透水性材を設けること[㊦] </div> <p>【2段積み以下の場合】</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【水抜穴】[㊦]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H ≥ 400の場合設ける[㊦] ・3m²毎に1カ所で75φ[㊦] ・(2m²毎 " 50φ)[㊦] ・裏に透水性材を設けること[㊦] </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【共通の仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高 さ H ≤ 1mかつCB5段積み以下 ・ブロック C種-150 ・鉄 筋 9φ以上 壁頂・基礎には横筋、隅角部には縦筋 壁内は縦横 @800以下 鉄筋末端は、かぎ状に折曲げてかぎかけ定着 ブロック縦目地、鉄筋を入れた空洞部にはコンクリート充填 ・基礎材 敷地外に基礎材がはみ出す部分については不要 </div>
-----	---	-----	---

頁	改正前	頁	改正後
111	<p>[12] 申請者の資力信用</p> <p>法律 第33条第1項第12号</p> <p>十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。</p>	113	<p>[12] 申請者の資力信用</p> <p>法律 第33条第1項第12号</p> <p>十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。</u>）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに</u>当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。</p>
112	<p>[13] 工事施行者の能力</p> <p>法律 第33条第1項第13号</p> <p>十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p>	114	<p>[13] 工事施行者の能力</p> <p>法律 第33条第1項第13号</p> <p>十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。</u>）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに</u>当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあっては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p>

118	(様式1-1) ←	<h3 style="margin: 0;">開発行為許可申請書</h3>	120	(様式1-1) ←	<h3 style="margin: 0;">開発行為許可申請書</h3>
		都市計画法第29条(第1項・第2項)の規定により、開発行為の許可を申請します。 ← ※ 手数料欄 ← 年 月 日 ← 佐賀県知事 様 ← 許可申請者住所 ← 氏名 ←			都市計画法第29条(第1項・第2項)の規定により、開発行為の許可を申請します。 ← ※ 手数料欄 ← 年 月 日 ← 佐賀県知事 様 ← 許可申請者住所 ← 氏名 ←
開発行為の概要		1. 開発区域に含まれる地域の名称 ← 2. 開発区域の面積 ← 平方メートル ← 3. 予定建築物の用途 ← 4. 工事施行者住所氏名 ← 5. 工事着手予定年月日 ← 年 月 日 ← 6. 工事完了予定年月日 ← 年 月 日 ← 7. 自己の居住の用に供するもの、 ← 自己の業務の用に供するもの、 ← その他のものの別 ← 8. 法第34条の該当号及び該当する理由 ← 9. その他必要な事項 ←	開発行為の概要		1. 開発区域に含まれる地域の名称 ← 2. 開発区域の面積 ← 平方メートル ← 3. 予定建築物の用途 ← 4. 工事施行者住所氏名 ← 5. 工事着手予定年月日 ← 年 月 日 ← 6. 工事完了予定年月日 ← 年 月 日 ← 7. 自己の居住の用に供するもの、 ← 自己の業務の用に供するもの、 ← その他のものの別 ← 8. 法第34条の該当号及び該当する理由 ← 9. その他必要な事項 ← <div style="text-align: right; font-size: small; margin-top: 5px;"> ○<u>盛土規制法 許可対象</u> (有・無) ← </div>
		※ 受付番号 ← 年 月 日 第 号 ← ※ 許可に付した条件 ← ※ 許可番号 ← 年 月 日 第 号 ←			※ 受付番号 ← 年 月 日 第 号 ← ※ 許可に付した条件 ← ※ 許可番号 ← 年 月 日 第 号 ←
		備考 1. ※印のある欄は記入しないこと。 ← 2. 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行なわれる場合に記載すること。 ← 3. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行なうことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。 ← ○お預かりした個人情報は、開発許可事務の目的を達成するためのみに使い、それ以外の目的には利用しません。また、お預かりした個人情報は必要最小限の者が取り扱うこととします。 ← 詳しくは、佐賀県のプライバシーポリシー(http://www.pref.saga.lg.jp/kij/00319144/index.html)をご覧ください。 ← 【佐賀県ホームページ>分類から探す>県政情報>ご意見・情報公開・相談窓口>個人情報保護>佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム】 ←			備考 1. ※印のある欄は記入しないこと。 ← 2. 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行なわれる場合に記載すること。 ← 3. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、 <u>盛土規制法</u> 、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。 ← 4. <u>盛土規制法の許可対象の有の場合は、本申請書の他、様式1別添(盛土規制法対象用)を添付して申請すること。</u> ← ○お預かりした個人情報は、開発許可事務の目的を達成するためのみに使い、それ以外の目的には利用しません。また、お預かりした個人情報は必要最小限の者が取り扱うこととします。 ← 詳しくは、佐賀県のプライバシーポリシー(http://www.pref.saga.lg.jp/kij/00319144/index.html)をご覧ください。 ← 【佐賀県ホームページ>分類から探す>県政情報>ご意見・情報公開・相談窓口>個人情報保護>佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム】 ←

119 (様式1-2) 開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 佐賀県知事 様 許可申請者住所 氏名		※手数料欄
開発行為の変更の概要	1. 開発区域に含まれる地域の名称	
	2. 開発区域の面積	平方メートル
	3. 予定建築物等の用途	
	4. 工事施行者住所氏名	
	5. 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6. その他必要な事項	
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※受付番号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号

備考 1. ※印のある欄は記入しないこと。
 2. 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
 3. 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行なわれる場合に記載すること。
 4. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 5. 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

○お預かりした個人情報は、開発許可事務の目的を達成するためのみに使い、それ以外の目的には利用しません。また、お預かりした個人情報は必要最小限の者を取り扱うこととします。
 詳しくは、佐賀県のプライバシーポリシー（<http://www.pref.saga.lg.jp/kijij00319144/index.html>）をご覧ください。
 【佐賀県ホーム>分類から探す>県政情報>ご意見・情報公開・相談窓口>個人情報保護>佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム】

121 (様式1-2) 開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 佐賀県知事 様 許可申請者住所 氏名		※手数料欄
開発行為の変更の概要	1. 開発区域に含まれる地域の名称	
	2. 開発区域の面積	平方メートル
	3. 予定建築物等の用途	
	4. 工事施行者住所氏名	
	5. 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6. その他必要な事項	変更前の許可に盛土規制法 許可対象（有・無）
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※受付番号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号

備考 1. ※印のある欄は記入しないこと。
 2. 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
 3. 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行なわれる場合に記載すること。
 4. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、盛土規制法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 5. 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 6. 盛土規制法の許可対象の有る場合は、本申請書の他、様式1別添（盛土規制法対象用）を添付して申請すること。
 7. 変更前の許可に盛土規制法の許可対象や届出対象がなく開発許可を受けた場合で、変更後に盛土規制法の許可対象や届出対象となった場合は、別途、建設技術課に許可申請もしくは届出が必要となります。

○お預かりした個人情報は、開発許可事務の目的を達成するためのみに使い、それ以外の目的には利用しません。また、お預かりした個人情報は必要最小限の者を取り扱うこととします。
 詳しくは、佐賀県のプライバシーポリシー（<http://www.pref.saga.lg.jp/kijij00319144/index.html>）をご覧ください。
 【佐賀県ホーム>分類から探す>県政情報>ご意見・情報公開・相談窓口>個人情報保護>佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム】

※様式追加	122	<p>様式1 別添（盛土規制法対象用）</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>工事着手前の土地利用状況</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工事完了後の土地利用</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>盛土のタイプ</td> <td colspan="4">平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土地の地形</td> <td colspan="4">渓流等への該当有・無</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">5 工 事 の 概 要</td> <td>イ</td> <td>盛土又は切土の高さ</td> <td colspan="3">メートル</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>盛土又は切土をする土地の面積</td> <td colspan="3">平方メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハ</td> <td rowspan="2">盛土又は切土の土量</td> <td>盛土</td> <td colspan="3">立方メートル</td> </tr> <tr> <td>切土</td> <td colspan="3">立方メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ニ</td> <td rowspan="3">擁壁</td> <td>番号</td> <td>構造</td> <td>高さ</td> <td>延長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ホ</td> <td rowspan="3">産面崩壊防止施設</td> <td>番号</td> <td>種類</td> <td>高さ</td> <td>延長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヘ</td> <td rowspan="3">排水施設</td> <td>番号</td> <td>種類</td> <td>内法寸法</td> <td>延長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>センチメートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>産面の保護の方法</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>チ</td> <td>産面以外の地表面の保護の方法</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>リ</td> <td>工事中の危害防止のための措置</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ヌ</td> <td>その他の措置</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ル</td> <td>工程の概要</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>〔注意〕</p> <p>1 ○欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>2 4欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>3 変更申請は、変更箇所を2線書きすること（変更前を上段、変更後を下段にし、変更前にアンダーラインを引くこと）</p> </td> </tr> </table>	1	工事着手前の土地利用状況					2	工事完了後の土地利用					3	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				4	土地の地形	渓流等への該当有・無				5 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			切土	立方メートル			ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長			メートル	メートル					ホ	産面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長			メートル	メートル					ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長			センチメートル	メートル					ト	産面の保護の方法					チ	産面以外の地表面の保護の方法					リ	工事中の危害防止のための措置					ヌ	その他の措置					ル	工程の概要					<p>〔注意〕</p> <p>1 ○欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>2 4欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>3 変更申請は、変更箇所を2線書きすること（変更前を上段、変更後を下段にし、変更前にアンダーラインを引くこと）</p>					
		1	工事着手前の土地利用状況																																																																																																																										
2	工事完了後の土地利用																																																																																																																												
3	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土																																																																																																																											
4	土地の地形	渓流等への該当有・無																																																																																																																											
5 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル																																																																																																																										
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル																																																																																																																										
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル																																																																																																																									
			切土	立方メートル																																																																																																																									
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長																																																																																																																							
					メートル	メートル																																																																																																																							
	ホ	産面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長																																																																																																																							
					メートル	メートル																																																																																																																							
ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長																																																																																																																								
				センチメートル	メートル																																																																																																																								
ト	産面の保護の方法																																																																																																																												
チ	産面以外の地表面の保護の方法																																																																																																																												
リ	工事中の危害防止のための措置																																																																																																																												
ヌ	その他の措置																																																																																																																												
ル	工程の概要																																																																																																																												
<p>〔注意〕</p> <p>1 ○欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>2 4欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>3 変更申請は、変更箇所を2線書きすること（変更前を上段、変更後を下段にし、変更前にアンダーラインを引くこと）</p>																																																																																																																													

	<p>※様式追加</p>	<p>123</p>	<p>参考様式1（委任状）</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p>私は、下記のとおり代理人を定め、都市計画法に基づく開発許可申請（※、盛土規制法に基づく許可申請又は届出）に関する一切の権限を委任します。</p> <p>※は、該当する場合</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>委任者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; vertical-align: top;">代理人</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>担当者氏名 :</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>担当者連絡先 : (日中連絡がつく電話番号)</td> </tr> <tr> <td>委任事項</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	代理人	住所		氏名	担当者氏名 :	e-mail		電話番号	担当者連絡先 : (日中連絡がつく電話番号)	委任事項			備考		
代理人	住所																	
	氏名	担当者氏名 :																
	e-mail																	
	電話番号	担当者連絡先 : (日中連絡がつく電話番号)																
委任事項																		
備考																		

<p>※様式追加</p>	<p>124</p>	<p>参考様式2（誓約書）※アンダーライン箇所は、申請する法令の条文にあわせて適宜、修正ください。</p> <p>←</p> <p style="text-align: center;">誓約書 ←</p> <p>←</p> <p>私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、<u>都市計画法第29条、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第12条第1項又は第30条第1項の許可を申請するにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。</u></p> <p>また、下記の(2)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。</p> <p>この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したことにより、<u>都市計画法第81条第1項第4号、第法第20条第1項又は第39条第1項の規定に基づき、工事の許可取消しの処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約します。</u></p> <p>←</p> <p style="text-align: center;">記 ←</p> <p>←</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 破産手続開始の決定を受けて復権得ない者 ← (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） ← (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ← (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ← (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 ← (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 ← (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 ← (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 ← <p style="text-align: right;">年 月 日 ←</p> <p>佐賀県知事 様 ←</p> <p style="text-align: center;">←</p> <p style="text-align: center;">住所 ←</p> <p style="text-align: center;">(ふりがな) ←</p> <p style="text-align: center;">氏名 ←</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日 ←</p> <p style="text-align: center;">(法人・組合にあつては、名称及び代表者の氏名) ←</p> <p>←</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。</p> <p>この様式に記載された個人情報、都市計画法及び盛土規制法に係る事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は食農が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。</p> </div>
--------------	------------	---

<p>※様式追加</p>	<p>145</p>	<p style="text-align: center;">(様式 14-2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>90センチメートル以上</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> { 宅地造成又は特定盛土等に関する工事のみなし許可 特定盛土等に関する工事のみなし届出 } </td> <td style="text-align: center;"> 済標識 </td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 75%;">許可を受けた者の住所氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">見取図</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>許可番号</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>許可又は届出年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td colspan="2">工事施行者の氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td colspan="2">現場管理者の氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>盛土又は切土の高さ</td> <td style="text-align: center;">メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>盛土又は切土をする土地の面積</td> <td style="text-align: center;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>盛土又は切土の土量</td> <td style="text-align: center;">立方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">盛土</td> <td style="text-align: center;">立方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">切土</td> <td style="text-align: center;">立方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>工事着手予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>工事完了予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td colspan="2">工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td colspan="2">許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>50センチメートル以上</p> </div> <p>【注意】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 2、3、9及び10欄は、当該開発申請の許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。 	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事のみなし許可 特定盛土等に関する工事のみなし届出 }		済標識	1	許可を受けた者の住所氏名	見取図	2	許可番号	第 号	3	許可又は届出年月日	年 月 日	4	工事施行者の氏名		5	現場管理者の氏名		6	盛土又は切土の高さ	メートル	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	8	盛土又は切土の土量	立方メートル		盛土	立方メートル		切土	立方メートル	9	工事着手予定年月日	年 月 日	10	工事完了予定年月日	年 月 日	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	
{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事のみなし許可 特定盛土等に関する工事のみなし届出 }		済標識																																													
1	許可を受けた者の住所氏名	見取図																																													
2	許可番号	第 号																																													
3	許可又は届出年月日	年 月 日																																													
4	工事施行者の氏名																																														
5	現場管理者の氏名																																														
6	盛土又は切土の高さ	メートル																																													
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル																																													
8	盛土又は切土の土量	立方メートル																																													
	盛土	立方メートル																																													
	切土	立方メートル																																													
9	工事着手予定年月日	年 月 日																																													
10	工事完了予定年月日	年 月 日																																													
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先																																														
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先																																														

	<p>※様式追加</p>	<p>146</p>	<p>参考様式3（定期報告書）⁴</p> <p style="text-align: center;">宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書⁴</p> <p style="text-align: right;">年 月 日⁴</p> <p>佐賀県知事 殿⁴</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所⁴ 氏名⁴</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては、また事務所の⁴ 所在地、名称及び代表者の氏名⁴〕</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項⁴ 第38条第1項⁴〕の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。⁴</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">工事の概要⁴</td> <td>(1) 工事が施行される土地の所在地⁴</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) 工事施行者住所氏名⁴</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(3) 許可年月日⁴</td> <td colspan="2">年 月 日⁴</td> </tr> <tr> <td>(4) 許可番号⁴</td> <td colspan="2">第 号⁴</td> </tr> <tr> <td>(5) 前回の報告年月日⁴</td> <td colspan="2">年 月 日⁴</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">工事の施行状況報告⁴</td> <td rowspan="2">① 報告の時点における盛土又は切土の高さ⁴</td> <td>盛土⁴</td> <td>メートル⁴</td> </tr> <tr> <td>切土⁴</td> <td>メートル⁴</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 報告の時点における盛土又は切土の面積⁴</td> <td>盛土⁴</td> <td>平方メートル⁴</td> </tr> <tr> <td>切土⁴</td> <td>平方メートル⁴</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 報告の時点における盛土又は切土の土量⁴</td> <td>盛土⁴</td> <td>立方メートル⁴</td> </tr> <tr> <td>切土⁴</td> <td>立方メートル⁴</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況⁴</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付図面及び写真⁴</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注 (5)については、2回目以降の定期報告を行う場合に限る⁴</p> <p>④については、法第19条第1項に規定するよう擁壁等とする⁴</p> <p>⁴○お預かりした個人情報は、開発許可事務の目的を達成するためのみに使い、それ以外の目的には利用しません。また、お預かりした個人情報は必要最小限の者が取り扱うこととします。⁴</p> <p>⁴詳しくは、佐賀県のプライバシーポリシー(http://www.pref.saga.lg.jp/kijij00319144/index.html)をご覧ください。⁴</p> <p>⁴【佐賀県ホーム>分類から探す>県政情報>ご意見・情報公開・相談窓口>個人情報保護>佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム】⁴</p>	工事の概要 ⁴	(1) 工事が施行される土地の所在地 ⁴			(2) 工事施行者住所氏名 ⁴			(3) 許可年月日 ⁴	年 月 日 ⁴		(4) 許可番号 ⁴	第 号 ⁴		(5) 前回の報告年月日 ⁴	年 月 日 ⁴		工事の施行状況報告 ⁴	① 報告の時点における盛土又は切土の高さ ⁴	盛土 ⁴	メートル ⁴	切土 ⁴	メートル ⁴	② 報告の時点における盛土又は切土の面積 ⁴	盛土 ⁴	平方メートル ⁴	切土 ⁴	平方メートル ⁴	③ 報告の時点における盛土又は切土の土量 ⁴	盛土 ⁴	立方メートル ⁴	切土 ⁴	立方メートル ⁴	④ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況 ⁴				添付図面及び写真 ⁴			
工事の概要 ⁴	(1) 工事が施行される土地の所在地 ⁴																																										
	(2) 工事施行者住所氏名 ⁴																																										
	(3) 許可年月日 ⁴	年 月 日 ⁴																																									
	(4) 許可番号 ⁴	第 号 ⁴																																									
	(5) 前回の報告年月日 ⁴	年 月 日 ⁴																																									
工事の施行状況報告 ⁴	① 報告の時点における盛土又は切土の高さ ⁴	盛土 ⁴	メートル ⁴																																								
		切土 ⁴	メートル ⁴																																								
	② 報告の時点における盛土又は切土の面積 ⁴	盛土 ⁴	平方メートル ⁴																																								
		切土 ⁴	平方メートル ⁴																																								
	③ 報告の時点における盛土又は切土の土量 ⁴	盛土 ⁴	立方メートル ⁴																																								
切土 ⁴		立方メートル ⁴																																									
④ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況 ⁴																																											
添付図面及び写真 ⁴																																											

<p>145 (様式 20) <small>⇐</small></p> <p style="text-align: center;">工 事 完 了 届 出 書<small>⇐</small></p> <p style="text-align: right;">年 月 日<small>⇐</small></p> <p>佐賀県知事 様<small>⇐</small></p> <p>届出者 住所<small>⇐</small> 氏名<small>⇐</small></p> <p>都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事 (許可番号 年 月 日 第 号) が下記のとおり完了しましたので届け出ます。<small>⇐</small></p> <p>記<small>⇐</small></p> <p>1 工事完了年月日 平成 年 月 日<small>⇐</small></p> <p>2 工事を完了した開発区域<small>⇐</small> 又は工区に含まれる地域の名称<small>⇐</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">※ 受 付 番 号<small>⇐</small></td> <td style="width: 80%;">年 月 日 第 号<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 検 査 年 月 日<small>⇐</small></td> <td>年 月 日<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 検 査 結 果<small>⇐</small></td> <td>合 ・ 否<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 検 査 済 証 番 号<small>⇐</small></td> <td>年 月 日 第 号<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日<small>⇐</small></td> <td>年 月 日<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 添 付 書 類<small>⇐</small></td> <td>次頁<small>⇐</small></td> </tr> </table> <p>備考 ※印のある欄は記載しないこと。<small>⇐</small></p> <p>○お預かりした個人情報は、開発許可事務の目的を達成するためのみに使い、それ以外の目的には利用しません。また、お預かりした個人情報は必要最小限の者が取り扱うこととします。<small>⇐</small> 詳しくは、佐賀県のプライバシーポリシー(http://www.pref.saga.lg.jp/kijj00319144/index.html) をご覧ください。<small>⇐</small> 【佐賀県ホーム>分類から探す>県政情報>ご意見・情報公開・相談窓口>個人情報保護>佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム】<small>⇐</small></p>	※ 受 付 番 号 <small>⇐</small>	年 月 日 第 号 <small>⇐</small>	※ 検 査 年 月 日 <small>⇐</small>	年 月 日 <small>⇐</small>	※ 検 査 結 果 <small>⇐</small>	合 ・ 否 <small>⇐</small>	※ 検 査 済 証 番 号 <small>⇐</small>	年 月 日 第 号 <small>⇐</small>	※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日 <small>⇐</small>	年 月 日 <small>⇐</small>	※ 添 付 書 類 <small>⇐</small>	次頁 <small>⇐</small>	<p>152 (様式 20-1) <small>⇐</small></p> <p style="text-align: center;">工 事 完 了 届 出 書<small>⇐</small></p> <p style="text-align: right;">年 月 日<small>⇐</small></p> <p>佐賀県知事 様<small>⇐</small></p> <p>届出者 住所<small>⇐</small> 氏名<small>⇐</small></p> <p>都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事 (許可番号 年 月 日 第 号) が下記のとおり完了しましたので届け出ます。<small>⇐</small></p> <p>記<small>⇐</small></p> <p>1 工事完了年月日 平成 年 月 日<small>⇐</small></p> <p>2 工事を完了した開発区域<small>⇐</small> 又は工区に含まれる地域の名称<small>⇐</small></p> <p>3 <u>盛土規制法 許可対象</u> (<u>有</u> ・ <u>無</u>) <small>⇐</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">※ 受 付 番 号<small>⇐</small></td> <td style="width: 80%;">年 月 日 第 号<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 検 査 年 月 日<small>⇐</small></td> <td>年 月 日<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 検 査 結 果<small>⇐</small></td> <td>合 ・ 否<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 検 査 済 証 番 号<small>⇐</small></td> <td>年 月 日 第 号<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日<small>⇐</small></td> <td>年 月 日<small>⇐</small></td> </tr> <tr> <td>※ 添 付 書 類<small>⇐</small></td> <td>次頁<small>⇐</small></td> </tr> </table> <p>備考 ※印のある欄は記載しないこと。<small>⇐</small></p> <p><u>盛土規制法の許可対象がある開発行為で、盛土規制法が規定する中間検査対象施設がある場合は、必ず事前に様式 20-2 の中間検査申請書を提出し、中間検査を受け付けてください。</u><small>⇐</small></p> <p>○お預かりした個人情報は、開発許可事務の目的を達成するためのみに使い、それ以外の目的には利用しません。また、お預かりした個人情報は必要最小限の者が取り扱うこととします。<small>⇐</small> 詳しくは、佐賀県のプライバシーポリシー(http://www.pref.saga.lg.jp/kijj00319144/index.html) をご覧ください。<small>⇐</small> 【佐賀県ホーム>分類から探す>県政情報>ご意見・情報公開・相談窓口>個人情報保護>佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム】<small>⇐</small></p>	※ 受 付 番 号 <small>⇐</small>	年 月 日 第 号 <small>⇐</small>	※ 検 査 年 月 日 <small>⇐</small>	年 月 日 <small>⇐</small>	※ 検 査 結 果 <small>⇐</small>	合 ・ 否 <small>⇐</small>	※ 検 査 済 証 番 号 <small>⇐</small>	年 月 日 第 号 <small>⇐</small>	※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日 <small>⇐</small>	年 月 日 <small>⇐</small>	※ 添 付 書 類 <small>⇐</small>	次頁 <small>⇐</small>
※ 受 付 番 号 <small>⇐</small>	年 月 日 第 号 <small>⇐</small>																								
※ 検 査 年 月 日 <small>⇐</small>	年 月 日 <small>⇐</small>																								
※ 検 査 結 果 <small>⇐</small>	合 ・ 否 <small>⇐</small>																								
※ 検 査 済 証 番 号 <small>⇐</small>	年 月 日 第 号 <small>⇐</small>																								
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日 <small>⇐</small>	年 月 日 <small>⇐</small>																								
※ 添 付 書 類 <small>⇐</small>	次頁 <small>⇐</small>																								
※ 受 付 番 号 <small>⇐</small>	年 月 日 第 号 <small>⇐</small>																								
※ 検 査 年 月 日 <small>⇐</small>	年 月 日 <small>⇐</small>																								
※ 検 査 結 果 <small>⇐</small>	合 ・ 否 <small>⇐</small>																								
※ 検 査 済 証 番 号 <small>⇐</small>	年 月 日 第 号 <small>⇐</small>																								
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日 <small>⇐</small>	年 月 日 <small>⇐</small>																								
※ 添 付 書 類 <small>⇐</small>	次頁 <small>⇐</small>																								

※様式追加	154	<p style="text-align: center;">(様式 20-2) ←</p> <p style="text-align: center;">宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 ←</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 ←</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 殿 ←</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 ← 氏名 ←</p> <p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 18 条第 1 項 第 37 条第 1 項} の規定による中間検査を申請します。 ←</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 許可番号 ←</td> <td style="width: 45%;">第 号 ←</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>2 許可年月日 ←</td> <td>年 月 日 ←</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 工事をしている土地の所在地及び地番 ←</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4 工事施行者住所氏名 ←</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事 ←</td> <td>検査実施回 第 回 ←</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定工程 特定工程に係る工事終了年月日 年 月 日 ←</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6 今回申請以前の中間検査受検履歴 ←</td> <td>検査実施回 第 回 ←</td> <td>第 回 ←</td> </tr> <tr> <td>特定工程 特定工程 ←</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間検査合格証 番号 第 号 ←</td> <td>第 号 ←</td> </tr> <tr> <td>交付年月日 年 月 日 ←</td> <td>年 月 日 ←</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 今回申請以降の中間検査受検予定 ←</td> <td>検査実施回 第 回 ←</td> <td>第 回 ←</td> </tr> <tr> <td>特定工程 特定工程 ←</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定工程に係る工事終了予定年月日 年 月 日 ←</td> <td>年 月 日 ←</td> </tr> <tr> <td>8 備考 ←</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">【注意】 ←</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 ← 2 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 ← <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">○お預かりした個人情報は、開発許可事務の目的を達成するためのみに使い、それ以外の目的には利用しません。また、お預かりした個人情報は必要最小限の者が取り扱うこととします。 ← 詳しくは、佐賀県のプライバシーポリシー(http://www.pref.saga.lg.jp/kij100319144/index.html)をご覧ください。 ← 【佐賀県ホーム>分類から探す>県政情報>ご意見・情報公開・相談窓口>個人情報保護>佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム】 ←</p>	1 許可番号 ←	第 号 ←		2 許可年月日 ←	年 月 日 ←		3 工事をしている土地の所在地及び地番 ←			4 工事施行者住所氏名 ←			5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事 ←	検査実施回 第 回 ←		特定工程 特定工程に係る工事終了年月日 年 月 日 ←		6 今回申請以前の中間検査受検履歴 ←	検査実施回 第 回 ←	第 回 ←	特定工程 特定工程 ←		中間検査合格証 番号 第 号 ←	第 号 ←	交付年月日 年 月 日 ←	年 月 日 ←	7 今回申請以降の中間検査受検予定 ←	検査実施回 第 回 ←	第 回 ←	特定工程 特定工程 ←		特定工程に係る工事終了予定年月日 年 月 日 ←	年 月 日 ←	8 備考 ←		
1 許可番号 ←	第 号 ←																																					
2 許可年月日 ←	年 月 日 ←																																					
3 工事をしている土地の所在地及び地番 ←																																						
4 工事施行者住所氏名 ←																																						
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事 ←	検査実施回 第 回 ←																																					
	特定工程 特定工程に係る工事終了年月日 年 月 日 ←																																					
6 今回申請以前の中間検査受検履歴 ←	検査実施回 第 回 ←	第 回 ←																																				
	特定工程 特定工程 ←																																					
	中間検査合格証 番号 第 号 ←	第 号 ←																																				
	交付年月日 年 月 日 ←	年 月 日 ←																																				
7 今回申請以降の中間検査受検予定 ←	検査実施回 第 回 ←	第 回 ←																																				
	特定工程 特定工程 ←																																					
	特定工程に係る工事終了予定年月日 年 月 日 ←	年 月 日 ←																																				
8 備考 ←																																						

<p>※ 様式追加</p>	<p>164</p>	<p>(様式 28) 県ホームページで様式をダウンロードのうえ、使用ください。☞</p> <h3 style="text-align: center;">盛土規制法のみなし許可・みなし届出チェックシート</h3> <p>開発申請予定者の皆様</p> <p>○盛土規制法の規制区域内で都市計画法(第29条)の開発許可を受けた場合、盛土規制法のみなし許可やみなし届出扱いとなり、盛土規制法の許可・変更許可(第34条・第35条)、届出(第27条)は必要ありません。</p> <p>○みなし許可の場合、開発許可の審査の際の技術基準の適用、開発許可後の標識の掲示、定期報告、中間検査(特定の工程がある場合)については、盛土規制法の規定が適用されます。</p> <p style="color: red;">(お願い)</p> <p style="color: red;">○チェックシートに根拠図面等を添えて開発許可を申請する土木事務所又はまちづくり課に提出してください。</p> <p style="color: red;">○盛土の高さなどについては、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引」を必ず確認の上、入力してください。手引き:https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003116006/index.html</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">記入日</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">記入者</td> <td>会社名</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> </tr> </table> <p>開発許可申請者 <u>1 へ →</u></p> <p>申請地住所</p> <p>STEP 1</p> <p>開発区域は盛土規制法の規制区域内である</p> <p>※規制区域は県HPIに掲載しています(https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003115410/index.html)</p> <p>→規制区域外の場合は、<u>盛土規制法は関係ありません。</u></p> <p>→規制区域内の場合はSTEP2へ</p> <p>STEP 2</p> <p>公共用地施設又は災害の発生のおそれがない工事に該当する</p> <p>→該当する場合は、<u>盛土規制法は関係ありません。</u></p> <p>→該当しない場合はSTEP3へ</p> <p>【公共施設用地】 ※詳細は、手引第1章1-2を確認してください</p> <p>○法律(第2条) 道路、公園、河川</p> <p>○政令(第2条) 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設</p> <p>○省令(第1条) 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p>	記入日		記入者	会社名	氏名	連絡先	メールアドレス
記入日									
記入者	会社名								
	氏名								
	連絡先								
	メールアドレス								

※

165

【災害の発生のおそれがない工事】 ※詳細は、手引第2章2-3-1を確認してください

項目	内容
第1号	1号 掘削工事、地盤の掘削(掘削)に際する掘削面の崩壊(陥没)による事故 2号 掘削工事、地盤の掘削(掘削)に際する掘削面の崩壊(陥没)による事故 3号 掘削工事、地盤の掘削(掘削)に際する掘削面の崩壊(陥没)による事故 4号 掘削工事、地盤の掘削(掘削)に際する掘削面の崩壊(陥没)による事故 5号 掘削工事、地盤の掘削(掘削)に際する掘削面の崩壊(陥没)による事故
第2号	1号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 2号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 3号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 4号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 5号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 6号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 7号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 8号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 9号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 10号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 11号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 12号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 13号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 14号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 15号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 16号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 17号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 18号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 19号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事 20号 土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事、土留工事

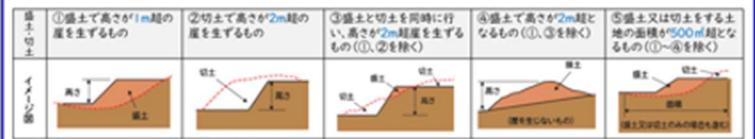
STEP 3

以下の表に盛土等の高さを入力してください。

確認内容	記入欄※1
① 盛土により生ずる高さ(※2)の高さ(最大値)	0.00 m
② 切土により生ずる高さ(※2)の高さ(最大値)	0.00 m
③ 盛土・切土を同時に行うことにより生じる高さ(※2)の高さ(最大値)	0.00 m
④ 盛土(崖に該当しないもの)の高さ(最大値)	0.00 m
⑤ 盛土・切土を行う土地の面積(※3)	0.00 m ²
⑥ 特定工程(※4)の有無	
⑦ 工期が3か月以上	無

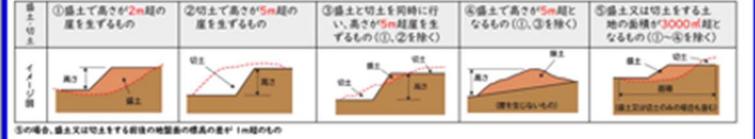
- ※1 ①～⑤で該当がない場合は0を入力、小数点第2位まで入力。
- ※2 地表面が水平面に対して30度を越える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの
- ※3 盛土又は切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差」が1mを超える面積
- ※4 盛土をする地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事
→特定工程が有かつSTEP3でみなし許可となる場合、中間検査が必要となります。

【みなし届出対象規模】 ※詳細は、手引第2章2-1等を確認してください



この場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m以上のもの
※崖とは、地表面が水平面に対し30度を越える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの

【みなし許可対象規模】 ※詳細は、手引第2章2-1等を確認してください



この場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m以上のもの
※崖とは、地表面が水平面に対し30度を越える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの

